

化保第477-1号
令和6年3月19日

一般社団法人埼玉県LPガス協会
会長 川本 武彦 様

埼玉県危機管理防災部化学保安課長
宮原 正行（公印省略）

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素
中毒事故等の防止について（通知）

液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年3月7日付け事務連絡により、標記について経済産業省産業保安グループガス安全室長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会会員あて事故防止対策の周知及び注意喚起に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、経済産業省は、令和6年3月7日付け事務連絡により本件関係機関・団体に協力依頼していますので、以下により御確認ください。

【経済産業省ホームページ】

「住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止について」

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240307-02.html

記

- 1 養生を行う場合には、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
- 2 やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまではガス機器を使用しないよう、確実に住人へ周知徹底すること。
- 3 工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。

担当 液化石油ガス担当 五十住、山崎
電話 048-830-8439
FAX 048-830-8444

経済産業省

20240306保局第4号
令和6年3月7日

各都道府県 液化石油ガス担当部（局）長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止について（事務連絡）

標記の件について、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長に対し、塗装工事業者等宛て要請するよう協力依頼を行いました。

協力依頼の文書は、経済産業省ホームページに掲載しておりますので、その旨お知らせします。

貴部署におかれましては、貴都道府県内部の工事業関係部署を通じて塗装工事業者等へ注意喚起を行うとともに、液化石油ガス販売事業者への周知をお願いいたします。